

性的マイノリティへの寛容性の質的研究 —明治学院大学における「性別違和」学生支援体制について—

石原英樹

1 プロジェクトに至る流れ

科学研究費基盤研究(C)「21世紀市民社会における性的マイノリティへの寛容性の計量分析」(2014～2017)は、性的マイノリティへの社会意識とりわけ寛容性についての統計的研究である。本年度一般プロジェクト(2017年度)は、この科研費研究を補うものとして行った質的研究である。

科研費研究では性的マイノリティ、とりわけ同性愛への日本における寛容性上昇の要因についての定量的分析から続けて「寛容性」概念の再検討を行った。さらに日本における性的マイノリティへの寛容性の意味について定量的分析を行った。特に日本における特徴として、①性的マイノリティへの一般的な寛容性は世界的に見ても高いのだが、身近な性的マイノリティが不可視である点である。言い換えると性的マイノリティが身近な他者ではなく遠い観念でしかないということである。また②一様に寛容性が上がっているのではなく、年齢や地域での相違かなりあり(これはアメリカでの先行研究とほぼ一致するが)、青森県などの調査では、性的マイノリティの集会に行くことそのものが当事者のアウトイングになる可能性が大きいこともわかってきた(石原 2017)。さらに③寛容性そのものが疑問視されることも明らかになった。哲学者ジャック・デリダは移民・難民に対して「寛容性」の代わりに「歓待」という概念を用いる

(デリダ 1999)。性的マイノリティに対する寛容性に対しても、寛容性にかわるコミュニケーションという観点から再考せねばならない。

これらの知見から、特に①の事態、つまり「性的マイノリティが身近な他者ではない」という点に対して、当事者らがどのように考えているのかを多数インタビューしてきた。さらにサポート組織、教育機関がどのような対応をしているか具体的に調べている。その過程で本学の性的マイノリティに対する対応に教員として関わることになった。プロジェクトの一部であるこの例を今回の報告で紹介したい。

2 本学(明治学院大学)の取り組み

(1) 関与以前

筆者が本学に着任した2015年4月には、本学ではすでに性的マイノリティへの取り組みが始まっていた。

•2015年7月9日 総合支援室主催で、釘間克己医師(はりまメンタルクリニック院長)による「性同一性障害についての知識の習得と理解、および基本的な対応について学ぶ」勉強会を教職員対象で行った。呼びかけはつぎのようになっている。

今年度に入り、文部科学省から通知(性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細か

な対応の実施等について)が出されましたように、性同一性障害に対して支援・配慮がより求められる流れが以前にも増して進んできています。

明治学院では現在、性同一性障害の学生(含院生)が数名在籍し、関係部署で具体的な支援についての検討、具体案作りが行われています。

この15年8月にいわゆる「一橋大学アウトィング事件」が起きた。同性愛とトランスジェンダーの混同など、基本的な知識を大学側が持っていなかったこと、カミングアウトをすることもされることも危険な状況が都市のしかも大学という「知的な」場所にすらあることが図らずも明らかになった時期である。

従って同性愛への対応も求められるところだが、とりあえず性同一性障害(あるいは脱医療化、脱障害化の流れから、性別違和という表現がとられることもある。より厳密に言えば、違和ですらないという人もいて、トランスジェンダーと表現することが多くなっている)への対応がなされていることを評価したいと考えられた。

•15年11月6日

「性同一性障害(性別違和)学生に対する支援に関する指針(ガイドライン)」が作成され、教職員に公表された。なお定例教授会10月13日において「性同一性障害に対する支援について(配布資料と回覧資料)標記の件について3部署が支援方針を共同で定めたことが報告された」との議事次第が社会学部で残っている。教授会では学部長会7月7日の「明治学院大学性同一性障害(性別違和)学生に対する支援に関する指針(ガイドライン)(三部署(学生部・教務部・総合支援室)共同案)が配布された。これに関しては周到にできたものだと感じられた。

共同案とガイドラインの相違は、事案が発生した場合の対応元が、学生部・教務部・総合支援室の3者会議を開催し、情報を共有すると同時に事案の対応にあたる学生部・教務部・大学院事務室・総合支援室の4者会議を開催し…となった部分と、対応部署の詳細が変わっている点のみである。

これは後からわかったことだが、このガイドラインが学生や学外に公表されていなかったことは問題であった。せっかく先進的な制度を作ったのに、当事者に届かなくては宝の持ち腐

表1 大学生生活の各場面での支援について

項目	大学における支援の具体策
トイレ	本人から自認する性別のトイレ使用の申し出があった場合は、マルチトイレの利用を進める
健康診断	本人から健康診断時での配慮の申し出があった場合は、事前の申し出により、個別に対応する。
更衣室	本人からの申し出を受け、利用時間・場所などの工夫をする。
性別記載1	医療機関の診断書に基づき、原則、自認する性別として名簿上取り扱う。
性別記載2	学籍簿および健康診断個人カードについては、戸籍に準じて取り扱う。
改名情報	本人に確認の上、教務部・大学院事務室より改名情報が必要とされる部局に通知する。
性別欄	各種書類等においては、必要不可欠な場合を除いて、性別欄は設けない。
授業	保健体育においては個別に対応する。
クラブ活動	自認する性別に係るクラブ(運動部)活動への参加は検討する。但し、関係する教職員・学生には開示する。
合宿旅行等	1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。但し、同行する教職員・学生には開示する。

れであろう。16年になって当事者学生と話したときに、このガイドラインの内容についての要望だけでなく、そもそも公開されていないことへの疑問が出た。そして直接にはこのことが、今回の専門家として制度変更に関与することに繋がった。

なおガイドラインの概要は前ページの表1のとおりである。

ここでいう「改名」とは、戸籍を変更した後にそれに応じて変更することを意味している。しかし現在の性同一性障害特例法では戸籍の性別変更のためには生殖腺を取り、性器の外観を変える手術などが必要とされている。しかしそのような手術をするまでの経過期間を自分の望まない性別で大学生活を強制されることへの不満は、少なからずあることを、このガイドラインは見落としていた。

(2) 研究会による関与の開始

ガイドライン施行ののち、しばらくこの件の議論からは離れていた。他大学の同様のガイドライン、特にICUのものなどを集めて比較研究していた(田中・加藤・相原 2014)。

そのうちに、大学内部の動きを集約してこうという動きが主に教員から起きた。

• 16年10月18日「大学環境・教育とセクシュアルマイノリティ研究会」(以下、研究会)の第1回勉強会が行われる。講師は山下梓氏(岩手レインボー・ネットワーク主宰)であった。同研究会は、社会学部で性的マイノリティを研究分野の一部としている柘植あづみ(発起人・世話人)、加藤秀一、石原英樹で構成された。主に専門家との勉強会を行うことで情報をあつめると同時に学内の多様な動きのハブとなり、大学教育や運営に対して提言を行うことを目標とした。

• 17年1月7日研究会第2回勉強会が行われる。講師はFtMトランスジェンダー当事者の遠藤まめた氏。講演タイトルは「大学職員が知っておきたいLGBT」。

山下氏や遠藤氏の講演から得た知識としては、当事者への承認を制度的に保証することと、当事者および理解者(アライ)の語り合うことのできる安全な「居場所」の重要性である。性的マイノリティの自殺念慮の高さ、身近な者(家族や友人)が当事者であるかもしれないという想像力の欠如が語られた。本学で「居場所」としてあるのは「カラフル」という学生組織である。われわれは「カラフル」との話し合いの場を持つ必要を感じた。

• 17年3月 学内セクシャル・マイノリティ支援サークル「カラフル」(当事者と非当事者の学生で構成されている。大学からは非公認サークルという立場)にヒアリングを行い、それを参考にして研究会として大学に要望書を提出することを目指した。サークルのまとめ人が石原のゼミ生であり、話し合いはうまくいったが、教員に対しても当事者であることを知られたくないという学生が多いことに驚いた。

• 17年4月7日

3月の「カラフル」メンバーとの話し合いをまとめた「学生および『大学環境・教育とセクシュアル・マイノリティ研究会』からの要望(メモ)」を学長室秘書課A氏にわたす。研究会からは柘植と石原が参加。「カラフル」メンバーの4年Bさんにも出席してもらう。要望はおおよそ次の二点に集約された。

- (1) 在学あるいは入学希望のセクシャル・マイノリティ(あるいは自分のセクシャ

リティについて不確かな人)の、安全な窓口を作っていただきたい。

- (2) セクシャル・マイノリティの多様性に
応じて、対応も多様であるべきことを大
学に理解してほしい。

(1) は、当事者への制度的対応の窓口である。
本学ではアウトティングへの恐怖が強い学生が
多く、この要望が出た。

(2) これは、性的マイノリティが多様であるこ
とから、同性愛とトランスジェンダーの混同
などの問題が起きたゆえの知識向上の要望で
ある。

• 17年 4月26日

総合支援室から 4月 7日の要望に対する回答
「総合支援室からの回答」が来る。
その概要は以下の通り

(1)について

a. 大学としての対応は15年11月 6日付
け文書(前出)ですで行っている。

指針 1 大学における支援体制について
性同一性障害(性別違和)学生に対して
の相談窓口は総合支援室であり、対応実
績も数件ある。

b. 上記文書の教員への配布およびサイ
ボウスによる掲示のみであり、周知徹
底されていなかったことは把握した。
HPへの掲載なども検討する。

c. ガイドラインの指針 7の「連携」が
不十分で人権教育などが不十分であっ
た点は今後考慮する。

(2)について

上記ガイドラインは「性同一性障害(性
別違和)学生に対する支援」の方針。多様

な対応は「当室をはじめ、直接的な関連部
局間での情報共有、理解の促進から始めた
い」としている。ガイドラインの指針6の
とおり、高職員の資質向上の取り組みとし
て専門家による研修等を通じて適切な理解
を進めるよう図っていく。

この返答により、ガイドラインが学生に公表
されていないことがわかった。これを公開する
ことを約されたこと、性別違和以外の対応も射
程に入れていることが明らかになった。これら
の返答はわれわれの要望の一定の成果であると
考えられた。

• 17年 6月14日～ 7月11日 3月以降の当事
者学生からのヒアリングと、総合支援室との
キャッチボールをまとめ、研究会から再度の要
望書を作成した。

ここで初めて、いわゆる「通称名」の要望が
当事者学生から出てきた。そこで主に「通称名」
に関してICUなど他大学の取り組みの具体例も
盛り込んだ(田中・加藤・相原 2014)。
要望の骨子は次の通りである。

1. 性的マイノリティ(あるいは自分の性自
認や性的指向について不確かな人)の安
全な窓口を設け学生に周知してほしい。
2. 戸籍の変更なしに学籍簿を通称名で可
能なようにルールを変更してほしい。
3. 性的マイノリティ学生全般の相談に答
えるための総合専門相談室を開設してほ
しい。

(3) ネットワークの形成

• 17年7月12日 連合教授会

研究会の加藤秀一から、在学するマイノリ
ティ学生への対応を、学長をはじめとする執行

部にあらためて要望した。これがきっかけとなり12月5日の「ガイドライン改定の件」が動き始めた。

• 17年7月26日 要望検討会議

7月11日作成の「要望」を検討した。連合教授会の加藤発言を承けたものである。

• 17年7月28日 2017年度研究会第1回勉強会を「カラフル」と合同で行う。

内容は卒業生でゲイであることを公表している石川大我氏(豊島区議)と金谷勇歩氏(社会福祉士)の講演であった。ポスターはサークルの予算で作成(要確認)したが、カラフルメンバーのアウティング(セクシャル・マイノリティであることを公表していない学生の情報が自分の意志に反して漏れてしまうこと)の可能性があるため、出席者は限定することとした。「カラフル」と他組織とのコラボレーションが増えた。これが直ちに当事者のカミングアウトに繋がるのではなく、あくまで安全な居場所を保つことが大切であることを確認した。

• 17年7月31日 学生相談センター主催勉強会

学生相談センター主催勉強会で、キャリアカウンセラーC氏の講演「性同一性障害や性的指向・性自認が非典型学生のキャリア支援について」が行われる。B氏はトランスジェンダーに関する知識が豊かで、こうしたさまざまな力が学内で分散されていたものが、勉強会などの場を作ることで集約されることを実感した。

• 17年9月29日 日本学会会議・法学委員会・社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会による提言が公開。「提言 性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」本学も制度整備が急がれることは明らかであった。

• 17年10月30日 「セクシュアル・マイノリティ学生全般への対応WG」開催。

7月26日の検討会を承けたものである。大学執行部からは学生部長、大学事務局長が出席。研究会3名、ガイドライン関係事務局(教務部次長、学生部次長、大学院事務室長、小川総合支援室次長)が出席した。ここでは、「通称名」が中心課題となった。

1. 経緯説明：2017年度第一回連合教授会および「大学環境・教育とセクシュアル・マイノリティ研究会」からの検討要請(別紙)に基づき、同年9月25日開催執行部会議での審議の結果、特定の問題について本WGを設置して検討することとなった。

2. 検討課題の確認：本WGにて検討する課題は以下のとおり。

要望：①戸籍の変更なしに、学籍簿を通称名で可能なようにルールを変更していただきたい。

②履修者名簿に関しては、通称名で可能なように変更していただきたい。

③それが可能であることを該当する学生に知らせていただきたい。

理由：履修者名簿には性別がなく、氏名から想定される性別が自認する性別と異なる場合、名簿の氏名が戸籍名であるために、性同一性障害(性別違和)学生だと知られることがある。

3. 検討課題の認識共有

本学のガイドラインには、学生の性別は「原則、自認する性別として名簿上取り扱う」とある。しかし、履修者名簿に

は性別がなく、氏名から想定される性別が自認する性別と異なる場合、名簿の氏名が戸籍名であるために、性同一性障害(性別違和)学生だと知られることがある。

- 17年12月5日 学部長会「性同一性障害(性別違和)学生に対する支援に関する指針(ガイドライン)改定の件」が公開される。WGを承けたものであり、要望通りのものとなっている。

の添付を必要とする。通称名利用によるメリット・デメリットを書面で説明し、申請者本人が同意した上で進めることとする。

(中略)

その他：・2018年度入学生への対応(一般入試の入学手続書類等での対応：教務部)

・大学HPでの対応(総合支援室)

表2 大学生生活の各場面での支援について
(追加部分)

通称名の使用	希望する場合は、別に定める手続により、戸籍の変更なしに学籍簿、履修者名簿に通称名を使用することができる。
--------	--

セクシュアル・マイノリティ学生で、通称名利用を望む場合は、戸籍の変更なしに、学籍簿を通称名で可能なようにルールを変更する。

- ① 履修者名簿に関しては、通称名で可能なように変更する。
- ② 上記の変更が可能であることを大学として学内外に告知する。

【変更の方法】

1. 現行の「ガイドライン」を改定し、「通称名の利用」を新たな項目として追加する。
2. 通称名使用のための手続要領を別途整備する。
3. 手続では、通称名を使用する理由の正統性を補足する資料〈例：医療機関作成の診断書(診断中を含む)〉

- 17年12月13日「明学LGBT&ALLYクリスマスパーティー」

研究会と明学LGBT&ALLY同窓会(明治学院大学交友団体)の共催。

「会場内の卒業生・学生の個人情報保護のため、①会場内の写真撮影・録音をしないこと、②登壇者や参加者に関する情報の口外をしないこと、をグラウンドルールとして承諾の上ご参加いただきます」とチラシに明記した。この催しは卒業生でLGBTであることを公表している方たちの就職先企業での話を在学生在が聞くという、大変貴重な企画の始まりとなった。その後継続的に在学生の「カラフル」と卒業生との会合は続いている。こうした催しに教職員が参加することはこれまでなかったという点でも画期的であった。

- 18年1月12日 理事・監事・評議員懇談会「相談事例から」

様々な相談を専門家として受けてきた、キャリアカウンセラーのCさんによる、LGBT(SOGI)の説明に始まり、特別な配慮、対応が求められる学生についての講演。ただし非公開。Cさんも積極的に大学への発言をされるようになった。

性的マイノリティへの寛容性の質的研究

•18年2月5日

キャリアカウンセラーC氏「性同一性障害、性的指向・性自認が非典型学生」の支援に関する報告と提案」が提出された。研究会の要望と異なり、本学で対応してきた(組織がないためにキャリアセンターでの対応である)学生の詳細など専門家としての経験が生きたものが盛り込まれた。

•18年3月5日 性的マイノリティに関する研修会(総合支援室学生サポートセンター主催)社会福祉士、精神保健福祉士の加藤慶氏を招いて、性別違和だけでなく、さまざまな性的マイノリティへの対応について伺う。

(4) 制度化の実現

•18年6月13日

LGBT等専用相談窓口「セクシャルマイノリティ相談窓口」の設置が予定され、専門相談員、窓口運営チーム(総合支援室長補佐、総合支援室管理職1名、学生サポートセンター1名)が窓口となることが決まった。C氏が専門相談員として推挙された。石原が総合支援室長補佐となる。

•18年7月2日 性的マイノリティ専門相談員の業務委託契約の件(願)が学部長会にて教務部、総合支援室文書として出された。「安全な窓口」の「総合専門相談」については次のような対応が述べられた。

1. 教学事務系窓口はすべてオープンで担当者が固定されていないが、セクマイ学生の相談はしづらい。
2. 物理的に「総合専門窓口」は却って入りづらいだろう
3. 「総合専門」という矛盾する役割につ

いては、セクマイ学生の課題に対して知識・経験を持ち専門部署につなぐコーディネート能力が必要。しかし配置されている専門職はセクマイの専門家ではないし、コーディネートの役割はもっていない。

そこで、以下の方法で窓口を開設することが妥当と判断した。

- (1) 専門相談員として学外有識者に外部委託を行う。キャリアセンターでキャリアカウンセラーとして活躍するC氏は学生の信頼も厚くセクマイの課題について知識と経験を持つ。
- (2) 総合支援室直轄で、総合専門窓口の仕組みを整える。
 - ・具体的な相談申込は、匿名可能のメールを主とする。
 - ・相談内容によっては面談を設定
- (3) 専門相談員のバックアップ体制を、教職員で行う。

「明治学院大学における学生の通称名使用の取扱い等に関する運用(案)」が学部長会に提出される。この中で注目すべきなのは、つぎの条項である。

(定義)

第2条 この運用において「通称名」とは戸籍上の氏名に代えて広く通用しているもの(旧姓を含む。)をいう。

(通称名使用ができる場合)

第4条 通称名を使用できる場合は、次の理由によるものとする。

- (1) 婚姻等により改姓した場合で、研究業績等の関係で変更前の姓名の使用をした

い場合

- (2) 外国籍の学生であって、住民票に通称名が記載されている場合
- (3) 通称名を使用することについて、合理的な理由があると学長が認める場合

(卒業、修了、退学又は除籍後の取扱い)

第10条 卒業、修了、退学又は除籍時に通称名使用をしていた学生に係る文章等(中略)の申請及び交付については、当該学生が卒業、修了、退学または除籍となった後においても、通称名で行うものとする。

第2条と第4条では、通称名を、性別違和に限定せず包括的に定義しており、先行例に従っている。第10条は卒業生にとっても有益な条項で高く評価できる。

3 おわりに

以上述べた本学のセクシャル・マイノリティ学生への支援の取り組みは、大きく分けて二つにまとめられた。①2015年に制定されたガイドラインに、性別違和学生の通称名の使用の承認を追加し、使用手続きを定めたこと。②安全で専門相談のできる窓口を明確にしたことである。これらの公表手段や、他の性的マイノリティへの対応など、今後も実行しなければならない問題は多い。しかし、小さな一歩を踏み出すことができたと確信する。

今回の一連の手続き変更と窓口の新設が可能になったのは、つぎのような要因があったからと思われる。

- 2015年にはすでに総合支援室が担当としてガイドラインが作成され、性的マイノリティの問題は大学の問題でもあるという意識が職員やスタッフには共有されつつあったこと。

- 教員は個別に問題に対応していたが、研究会を2016年に立ち上げるなど、専門を生かした有志のネットワークを作り、当事者学生と大学教職員を繋ぐ役割を果たすようになったこと。

- キャリアカウンセラーなど個人的にこの領域に関心のある職員が当事者学生と積極的に繋がり、教員も当事者学生「カラフル」が深く関係することがはじめてできるようになったこと。「カラフル」は問題意識を共有できる当事者同士の「安全な居場所」としてあり、重要な役割を果たしてきた。しかし制度変更などの要求を大学に出すことはできずにいた。今回の動きで、「カラフル」、それを支援する有志の職員、教員グループの間で、大学に要求するネットワークが整えられたことの意義は大きい。

- 「カラフル」のような当事者と支援者の学内組織は、カミングアウトを可能にする(あるいはカミングアウトを必要としない)社会の構築を最終的には目指している。しかし当座のアウトティングを非常に警戒している当事者が多いことは理解せねばならない。彼らは他の多くの学生からは不可視である。しかし当事者以外には不可視であるからといって意味がないのではなく、当事者の居場所として大いに価値があるし、今回のような制度改革の重要な軸となっていることは高く評価すべきであろう。

【文献】

- デリダ, J., 1999, 『歓待について—パリのゼミナールの記録』(廣瀬浩司訳)産業図書
- 土肥いつき, 2016, 「トランスジェンダー生徒の支援」『精神科治療学』第31巻8号 1065-67頁
- 石原英樹, 2017, 「性的マイノリティをめぐる地域環境: 「世界価値観調査」による地域差分と地域サポート組織の取り組み」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』147巻, 1-20頁
- 田中かず子・加藤悠二・相原みずほ, 2014, 「国際基督教大学におけるトランスジェンダー学生支援体制について」『人権問題研究所紀要』第28

性的マイノリティへの寛容性の質的研究

巻105-112頁

高石浩一, 2016, 「学生相談におけるセクシュアル・
マイノリティ」『精神療法』第42巻第1号 30-34
頁

【付記】

本研究は2017年度社会学部附属研究所一般プロジェクトおよび科学研究費基盤研究(C)「21世紀市民社会における性的マイノリティーへの寛容性の計量分析」の助成を受けたものである。